

お客様各位

2013年1月25日

**サトウ**株式会社

代表取締役社長 佐藤俊雄

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、過日(2009年8月20日付け)お知らせいたしました、

【RoHS指令に対する取り組みのご案内】

に關しまして、RoHS指令の現状と、今後の弊社の対応について、下記のように若干の補足説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

——— 記 ———

・新指令の改正 RoHS(2011/65/EU 通称 RoHS2) が、2011年7月21日に施行され、2013年1月3日より従来の 2002/95/EC から、改正 RoHS 指令(2011/65/EU 通称 RoHS2)に置き換わりました。

・弊社の商品は電気電子機器に組み込まれるパーツのため、新指令になっても禁止物質とその閾値に変更がないことから、いままで通りに報告書として6物質の閾値を明記し、閾値を超える含有は無い(除外項目を除く)旨の報告を、させていただきます。

・改正 RoHS への適合は、お客様が弊社製品をご使用になって生産される電気電子機器の各カテゴリに沿ってご確認をお願いいたします。(改正 RoHS の詳細は欧州化学物質庁：ECHA発表の原文をご参照ください)

以上

お客様各位

2009年8月20日

**サハラ**株式会社

代表取締役社長 佐藤俊雄

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社は、従来より一貫して電気部品を製造販売し、お客様のご要望にあった商品を提供させていただいてまいりました。

その一環として欧州のRoHS指令に対し以下のような取組みを行っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

今後とも弊社商品をご愛顧賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

### RoHS指令に対する取組み状況のご案内

欧州連合EU (European Union) 域内で取り扱う、一定範囲の電気電子機器を対象に、製品に含有する6物質、

鉛(Pb)、水銀(Ag)、カドミウム(Cd)、六価クロム(Cr<sup>6+</sup>)、ポリ臭化ジフェニール類(PBB)、  
ポリ臭化ジフェニールエーテル類(PBDE)

の使用を禁止する、RoHS指令が、2006年7月1日より施行されています。

(EU Directive 2002/95/EC に基づく)

上記の指令に関し、現在、弊社では、全カタログ掲載商品、全Webサイト掲載商品について、管理された材料を使用し、生産工程にての混入等の無いように管理し、このRoHS指令に対応して、工場より出荷しております。

#### RoHS指令 適合判定：

適合の判定は、次のRoHS指令に基づく規制値を採用し、個別に管理値を設定して運用を行っております。(指令適用除外項目は除く)

鉛	: 1000ppm 以下	水銀	: 1000ppm 以下、	カドミウム	: 100ppm 以下
六価クロム	: 1000ppm 以下	PBB	: 1000ppm 以下、	PBDE	: 1000ppm 以下

以上